

○岡山市個人番号カードの利用に関する条例

平成27年9月28日
市条例第61号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用事務)

第2条 法第18条第1号に規定する条例で定める事務は、岡山市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和44年市条例第64号)第12条に規定する印鑑登録証明書の交付とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条、第3条第1号及び第2号並びに第4条の規定は、平成28年2月1日から施行する。

附 則(平成28年市条例第45号)

この条例は、平成29年3月6日から施行する。

附 則(令和5年市条例第66号)抄

この条例は、令和6年11月30日から施行する。